

## **議案第 28 号 守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案**

ご報告申し上げます。

本案は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築基準法の一部が改正され、住宅等において、特定行政庁の認定を受けたエネルギー消費性能の向上に資する給湯設備などを設ける機械室等について、容積率を算定する延べ床面積に算入しない新たな認定制度が規定されたことに伴い、当該認定に係る手数料を定めるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、本制度は住宅等に設置される高効率の給湯設備等の容積率緩和に係る手続きが簡素化・迅速化されるなど利点の大きい制度であり、市としてカーボンニュートラルに向けた取組を推進する趣旨からも、市民や事業者への周知に努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。